

令和4年度 第1回豊山町都市計画審議会議事録

1 開催日時 令和5年2月28日（火）午後2時～午後2時40分

2 開催場所 豊山町社会教育センター 2階 研修室1

3 出席者

【委員】	学識経験者	青 山 克 己
	学識経験者	小 坂 芳 則
	学識経験者	柴 田 恵 子
	学識経験者	秋 田 勇 人
	学識経験者	坪 井 玲 子
	町議会議員	水 野 晃
	町議会議員	岡 島 政 信
	町議会議員	岩 村 みゆき
	町議会議員	柴 田 賢 一
	愛知県尾張県民事務所 事務所長	榊 原 勝 彦
	(代理 次長兼県民総務課長	加 藤 隆 志)
	西枇杷島警察署 署長	小 山 直 樹
	(代理 交通課規制係長	上 谷 和 稔)

【事務局】	豊山町長	鈴 木 邦 尚
	産業建設部 部長	高 桑 悟
	産業建設部 参事	大 見 明 弘
	建設課 課長	早 川 憲 二
	防災拠点推進室 室長	中 川 徹
	防災拠点推進室 グループ長	熊 沢 真 吾
	防災拠点推進室 主事	木 村 光 希

4 報告事項 (1) 豊山町避難所・賑わい施設の整備に係る都市計画の手続きについて

5 会議資料 資料1 豊山町避難所・賑わい施設基本コンセプト(案)の概要

資料2 豊山町避難所・賑わい施設の整備に係る都市計画手続きについて

参考資料No.1 豊山町都市計画審議会名簿及び関係例規

参考資料No.2 豊山町都市計画審議会経過及び審議概要

参考資料No.3 下水道事業について

6 議事内容

(開 会)

【事務局】

ただ今より、令和4年度第1回豊山町都市計画審議会を開催いたします。

本日、司会を務めさせていただきます、防災拠点推進室の中川と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして会議録の取り扱いについて、ご説明いたします。

「議事録の作成に関する指針」の取り扱いに付きましては、当審議会では次のように決定されておりますので、確認の意味も含めまして、ご報告させていただきます。

議事録の作成は「要点筆記」、発言者は不都合なことがあれば非公開としますが、原則「公開」として確認させていただいております。

それでは、会議に入ります前に、配布資料の確認をさせていただきます。資料は事前に配布させていただいております。

(1) 資料No.1 豊山町避難所・賑わい施設基本コンセプト(案)の概要

(2) 資料No.2 豊山町避難所・賑わい施設の整備に係る都市計画手続きについて

(3) 参考資料No.1 (豊山町都市計画審議会名簿及び関係例規)

(4) 参考資料No.2 (豊山町都市計画審議会経過及び審議概要)

(5) 参考資料No.3 (下水道事業について) の5冊でございます。

資料に不足がありましたら事務局から配布いたしますので、挙手をお願いいたします。

それでは、会議次第に沿って進めさせていただきます。はじめに、会長よりごあいさつをいただきます。青山会長、よろしくお願いいたします。

【会長】

本日は、当審議会にご出席いただきましてありがとうございます。

日頃より皆様には、豊山町の都市計画行政につきましてご協力を頂き、また、当審議会の運営につきましても何かとご協力を賜りまして厚くお礼申し上げます。

本日の内容でございますが、豊山町避難所及び賑わい施設事業整備に係る都市計画手続きについてのご報告と、下水道事業に係る報告事項であります。

よろしくお願いいたします。

【事務局】

ありがとうございました。続きまして、町長より一言ご挨拶申し上げます。鈴木町長、よろしくお願いいたします。

【町長】

皆さんこんにちは。大変お忙しい中審議会にご出席いただいたまして、誠にありがとうございます。

また、平素は都市計画行政もとより町政各般にわたりまして格別のご支援ご協力を賜りましたこと、この場をお借りいたしまして厚くお礼申し上げます。どうもありがとうございます。

さて今日の報告事項に関連しますけれども、愛知県の基幹的広域防災拠点事業については実施主体となりますPFI事業者の選定の準備が進められていると共に、地域の方々に大変ご協力をいただきながら、用地の取得に向けて着々と事業を進めているところでございます。

本日は今年の11月に私どもの町の開発部分の避難所と賑わい施設についてのコンセプト案を取りまとめさせていただきまして、住民説明会を開催いたしました。その後2月それに基づくパブリックコメントを実行させていただきまして、いろんな意見をいただいております。

そうしたことを踏まえながら、今後は、この審議会を受けた後、3月4日に都市計画説明会を開催します。その後、都市計画の縦覧に入っていくというスケジュールを予定させていただいています。

今日は避難所と賑わい施設に関する概要等を説明させていただきますので、いろんな角度からご意見をいただければと思います。

活発なご議論をお願い申し上げまして挨拶させていただきます。

本日はどうぞよろしくお願いいたします。

【事務局】

なお、町長は、公務の都合上、ここで退席させていただきます。よろしく願いいたします。

ここで、当審議会委員に異動がありましたのでご紹介をさせていただきます。

尾張県民事務所長の榊原勝彦様、本日は代理として、尾張県民事務所次

長兼総務県民課長の加藤隆志様、西枇杷島警察署長の小山直樹様、本日は代理として、西枇杷島警察署交通課規制係長の上谷和稔様にご出席いただいております。

以上で紹介を終らせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。

引き続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。

産業建設部長の高桑です。産業建設部参事の大見です。防災拠点推進室長の中川です。建設課長の早川です。防災拠点推進室グループグループ長の熊沢です。防災拠点推進室主事の木村です。よろしくお願いいたします。

【事務局】

では、ここで会議の成立要件を確認させていただきます。本日の会議は、審議会委員の2分の1以上の委員の皆様方に出席いただいておりますので、豊山町都市計画審議会条例第6条第1項の規定により会議は成立しています。

それでは、当審議会の議長は会長に務めていただくことになっております。以後の議事進行につきまして、よろしくお願いいたします。

【会 長】

では、これより私が、議長を務めさせていただきます。本日の議事が円滑に進行しますよう皆様方のご協力のほどよろしくお願いします。

一部委員の皆様の交代もありましたので、参考資料1として「審議会委員名簿及び関係例規」、参考資料2として「豊山町都市計画審議会経過及び審議概要」を配布しておりますので、ご確認ください。

それでは、次第の2 報告事項に入ります。

(1)「豊山町避難所・賑わい施設の整備に係る都市計画手続きについて」事務局より説明をお願いします。

【事務局】

「豊山町避難所・賑わい施設の整備に係る都市計画手続きについて」ご説明いたします。

愛知県が整備を進めております「基幹的広域防災拠点」に合わせ、本町が検討を進めております、避難所機能を持つ施設や賑わいを創出するための施設の整備につきまして、新たに都市公園として整備をすることといたしました。そのため、都市計画の変更の手続きを進めてまいります。

都市計画決定の手続きにあたりまして、本日は事業の概要と都市計画決定に係る手続きの流れについて、事前に委員の皆様にお知らせさせていただきます。

はじめに資料No.1「豊山町避難所・賑わい施設基本コンセプト（案）の概要」をご覧ください。こちらは、現在整備を予定しています施設の基本コンセプト案でございます。このコンセプト案は、昨年11月3日と23日に開催いたしました豊山町避難所・賑わい施設事業計画説明会等でお示しし、2月1日から15日までの期間にパブリックコメントを実施したものの概要でございます。簡単に概要を説明させていただきます。

まず、1つめの整備の目的でございますが、愛知県は大規模災害時に全国からの人員や物資等の支援を受け入れ、愛知県内の被災地域や地域の防災活動拠点に迅速かつ的確に供給する後方支援にあたる「基幹的広域防災拠点」を豊山町青山地区に整備することとしました。この基幹的広域防災拠点は平常時には消防学校や公園、グラウンド、屋内スポーツ施設などとして利用することが計画されています。

豊山町ではこれに合わせて、町内の避難施設が不足する地域の防災能力向上のための避難所を整備するとともに、新たな賑わいの創出のための施

設の整備を計画することとしました。

愛知県防災公園や神明公園と連携した憩いの空間の創出とスポーツやレクリエーション機能の強化、地元商工農業の発展、多世代交流の促進、公共交通の充実などを目指します。

次に2つ目の整備計画位置でございますが、所在地は豊山町大字青山字金剛地内で約2.9haの予定です。

詳細な場所につきましては、昨年度の都市計画審議会で審議いただきました、愛知県防災公園と臨空消防学校の隣となります。

3つ目のまちづくり概念図でございますが、豊山町の全体のイメージを図にしたものでございます。空港や大規模集客施設、北部市場などの様々な施設の町内外の移動の結節点とし今回の施設を豊山町の新拠点として位置づけてまいりたいと考えています。

4つ目の基本コンセプト・基本方向及び整備イメージでございますが、「災害時の安心を守る」、「暮らしの憩いと潤いを高める」、「まちの魅力を発信する」の3点を柱として整備することを考えております。

「災害時の安心を守る」については、被災した地域住民の皆さんの安心安全を確保するために必要となる防災機能を強化することを意味しています。

基本方向としては、災害時に700人を収容できる施設、電気、水道が遮断されても機能する施設、豊山町の災害対応力の強化、消防学校と連携した日常的な防災訓練、学習の実施などができるよう整備を進めてまいりたいと考えています。

「暮らしの憩いと潤いを高める」については、町民、来訪者の暮らしを豊かにする場としてスポーツ機能、健康増進機能、憩いと交流機能を提供

することを意味しています。

その基本方向としては、スポーツ・健康増進機能の提供、施設利用者の交流と居心地の良さを提供する施設、子どもから高齢者まで多世代が楽しめる施設、公共交通の充実に向け整備を進めてまいりたいと考えています。

「まちの魅力を発信する」については、豊山町の新たなまちの魅力創出のための都市機能整備と県営名古屋空港を始めとする 町の資源との相乗効果を生み出す魅力発信を意味しています。

基本方向としては、町民、地域事業者、JA 等と連携したアンテナショップ等の展開、様々な大会・イベントが開催できる空間と施設の整備、カフェ等の飲食施設の整備を進めてまいりたいと考えています。

次に5つめの整備イメージでございますが、こちらの図に整備後のイメージ図を表しています。

まず、新たに県道として整備される道路からのアクセスがしやすいように南東側に駐車場を配置し、西側にアリーナ、アリーナと駐車場の間に賑わい施設を設けてまいりたいと考えています。

“スポーツ・健康増進機能”として多目的利用が可能なアリーナ、多世代交流を促す交流スペース、健康増進施設、シャワー、温浴施設等の整備が考えられます。

“休憩・交流機能”として、カフェ等の飲食施設、JA、地元事業者による物販施設の整備が考えられます。

また、マルシェ等のイベントが開催できるような施設や、バス交通の結節点機能の整備が考えられます。

図の上部、県の防災公園との間にある町道については、道路を廃止し、愛知県の公園と一体的な利用ができるよう公園内の園路として整備を行い

たいと考えています。

また、駐車場予定地の西側の道路については、途中で行き止まりとなってしまうため、迂回できるよう給食センターの北側に町道を新設いたします。

最後に6つめの整備手法でございますが、本事業は、都市公園として整備を予定しており、施設の整備、維持管理、運営においては、民間事業者のノウハウを活用することが想定され、最適な事業手法を選択して実施していくこととしています。

今月上旬に実施しましたこちらのコンセプト案に対するパブリックコメントについては、4名の方から合計23件のご意見をいただきました。

施設整備に係る具体的な意見が大半であり、大きくコンセプトを変更するようなご意見はありませんでした。

パブリックコメントの結果につきましては、別途ホームページ等で公表する予定です。

続きまして、資料No.2「豊山町避難所・賑わい施設の整備に係る都市計画手続きについて」をご覧ください。施設の整備にあたり、都市公園として整備をするため、名古屋都市計画公園を変更し、新たに「近隣公園」を追加いたします。

公園の名称につきましては、まだ仮称ですが、「臨空第2公園」という名称で、公園の区分としては「近隣公園」として都市計画決定します。

位置につきましては、西春日井郡豊山町大字青山字金剛、面積は約2.9ヘクタールとしております。

近隣公園とは、主として近隣に住居する方の利用に供することを目的と

する公園で、基準となる規模は2ヘクタールが標準となっております。

名称については、番号及び公園名で表しており、番号は、区分、規模及び一連の番号の3つの数字を表示しております。

最初の3は近隣公園を示しており、次の3は公園の規模で、面積1ha以上4ha未満を示しております。

次の3桁の数字は、当該都市計画区域における公園区分ごとの1連の番号で、豊山町の近隣公園での1番目のものとなります。

都市計画法の規定に基づき、本公園の都市計画決定権者は、豊山町となります。

都市計画決定のエリアでございますが、「都市計画総括図」でお示ししております、位置となります。

「計画平面図」をご覧ください。本町の計画区域の南東側、現点滅信号交差点につきましては、現在、愛知県は愛知県公安委員会と協議を行っており、当初の交差点案から変更となり、ラウンドアバウト交差点として整備される予定です。そのため、これまでの施設計画から一部形状が変更となっております。

続いて、都市計画決定に係る手続きの流れについて説明いたします。

3月4日に、取りまとめました都市計画案の説明会を行ったのち、令和5年3月13日～27日、2週間の縦覧期間を設け、計画案に対する意見聴取を行います。こちらの縦覧は豊山町役場産業建設部防災拠点推進室に行います。また、そのことについては、3月の広報にてお知らせしてまいります。

その後、令和5年4月中旬に豊山町都市計画審議会に諮り、都市計画審議会の議論を経た後、愛知県への協議を行います。

これらが滞りなく実施されますと、都市計画の決定告示を行います。この決定告示は、令和５年５月上旬頃を予定しております。

都市計画審議会委員の皆様におかれましては、４月の中旬に再度審議会を開催させていただく予定でございますので、その際のご審議をお願いいたします。

以上で、「豊山町避難所・賑わい施設の整備に係る都市計画決定手続きについて」の説明とさせていただきます。

【会 長】

説明が終わりましたが、何かご質問、またはご意見はありますか。

【委 員】

(質疑なし)

【会 長】

質問もないようですので、次第４ その他に入ります。事務局より説明をお願いします。

【事務局】

下水道事業についてご説明申し上げます。

参考資料No.3をご覧ください。

本町の下水道事業は、愛知県が進めております新川流域下水道計画の中に位置付けられており、隣接する北名古屋市とともに、新川東部処理区の関連公共下水道事業として実施しています。

本町の下水道計画区域は、市街化区域とその周辺で一体的に整備することが望ましい区域としております。

また、整備計画につきましては、平成１３年１０月に最初の事業認可を受けました。その後、事業の進捗に伴い、平成１８年、２３年、２８年、

令和元年に整備区域を追加する事業計画の変更を行っております。

今年度、公共下水道全体計画及び事業計画の変更手続きを行っております。
愛知県基幹的広域防災拠点の整備に伴い、図面の紫色で囲った区域を下水道計画区に域追加し下水道計画区域面積を415.9haに、水色で着色した区域を事業計画区域に追加し事業計画区域面積を312.1haに拡大いたします。

また、下水道整備の早期概成を目指し、平成29年2月に今後10年間で86.0haを整備する重点アクションプランを策定しております。

下水道の整備につきましては、平成14年度より進めております。平成19年度末に供用開始を行い、現在では黄色で着色してあります区域238.2haについて供用開始しております。

また、緑色で着色した区域7.1haについては、今年度整備をいたしまして、令和4年度末に供用開始する予定です。

今後は、重点アクションプランに基づき未普及地域を解消するため、赤色及び水色で着色した区域71.9haについて、令和8年度末の完了を目指し鋭意整備を進めてまいります。

以上で参考資料No.3「下水道事業」の説明とさせていただきます。

【会 長】

ありがとうございました。説明が終わりましたが、何かご質問はありますか。

【委 員】

(質疑なし)

【会 長】

その他にご質問、ご意見はありますでしょうか。

【委 員】

(質疑なし)

【会 長】

その他にご質問、ご意見はありますでしょうか。この機会に委員の皆様
なにかございませんか。

【委 員】

(意見なし)

【会 長】

事務局から何かありますか。

【事務局】

4月中旬に都市計画審議会を開催を予定していますのでご出席をお願い
いたします。

【会 長】

それでは、長時間にわたりましてご熱心に討議いただきましてありがと
うございました。皆様のおかげで、本日の議題について滞りなく終了する
ことができました。今後ともご協力のほどよろしくお願いします。

【事務局】

会長はじめ委員の皆様方、ありがとうございました。最後に産業建設部
長の高桑より一言ご挨拶させていただきます。

【産業建設部長】

本日は、熱心なご審議誠にありがとうございました。

町民の皆様のご協力を頂きながら、魅力ある豊山町の実現に向け努力し
ていきたいと考えております。

本日、ご報告させていただきました事案につきましては、精力的に進め

て参りますので、今後とも審議会の運営についてよろしくご協力をお願いいたします。

本日はありがとうございました。

(閉 会)

上記のとおり令和４年度第１回豊山町都市計画審議会の議事の経過及びその結果を明確にするためにこの議事録を作成し、会長及び出席者１人が署名する。

令和５年２月２８日

会 長 青 山 克 己

署 名 人 秋 田 勇 人